

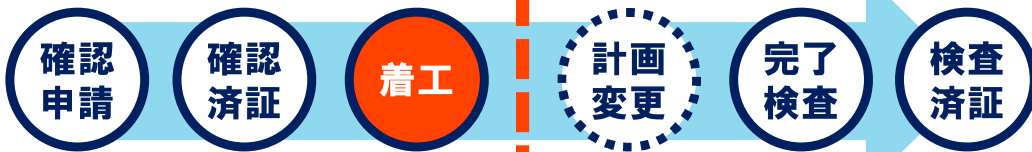
2025年4月より前に確認済証の交付を受けた方・受ける予定の方へ

2025年4月1日以降に**着工**する場合は『省エネ適合義務』が発生します

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）が改正され、原則全ての建築物の新築・増改築時において省エネ基準への適合が義務となります。

施行日：2025年4月1日

対象外



義務対象



省エネ審査は含まれていません



**省エネ適合が不明な状態で
着工が可能となっています**

完了検査（又は計画変更）時に
省エネ審査が行われます

- ・省エネ適判通知書
 - ・計画書の副本
 - ・添付図書等
- の提出が必要です

再工事が必要かも!?

省エネ基準に不適合の場合、検査済証が発行されません。

あらかじめ省エネ基準に適合した設計としておくことが必要です。

*既に義務対象の建築物（300㎡以上の非住宅）は現行のとおり（確認申請時に適判通知書の提出が必要）

*都市計画区域等内の新3号建築物で建築士が設計を行ったものは省エネ審査対象外（ただし適合は義務）

これから確認申請を行う予定の方へ

確認申請から確認済証の交付までに一定の審査期間が必要なため、施行日前の着工を予定する場合は、**時間的余裕をもって確認申請を行ってください。**

確認申請中に施行日を迎えた場合、省エネ審査が発生するため、その可能性がある場合は、施行日以後、速やかに省エネ適判通知書を取得できるよう、所管行政庁又は省エネ適判機関とあらかじめ御相談ください。

仕様基準を用いて省エネ評価をする場合、確認申請の中で省エネ適合を審査するため（適判通知書は不要）、施行日以後、速やかに確認できるよう、設計内容説明書、図面等を施行日前に提出するなど、建築主事又は指定確認検査機関とあらかじめ御相談ください。